

きときと情報 2013 126号



富山県中小企業団体中央会

特集

平成25年度 富山県の中小企業向け 主要施策及び融資制度

経営者に聞く

有限会社桂樹舎 代表取締役社長 吉田 泰樹氏

中央会いんふおめーしょん

「ものづくり補助金」の富山県事務局になりました ほか

組合紹介

富山県環境保全協同組合さんよりこんにちは



表紙のことば

富山の薬草【カノコソウ】

立山弥陀ヶ原など山地のやや湿った草地に
自生する多年草。6月頃、高さ30~60cmの
茎の頂に淡紅色の小花を咲かせる。ポツポ
ツとしたつぼみが鹿の子紋りに見えることが
カノコソウの名の由来。根は鎮静薬として用
いられる。独特の香りがあるが苦い。

三井生命から 富山県中央会の組合員の皆さまへ

富山県中央会団体扱 『オーナーズプラン』のご案内

限りないご繁栄のために
経営者のリスクマネジメントは万全ですか？

事業保全資金

事業承継・相続

就業不能リスク

役員退職慰労金・弔慰金

従業員退職金・弔慰金

「オーナーズプラン」とは

「経営者のリスクマネジメント」を目的に組合員が
ご契約者となる生命保険契約です。

富山県中央会の会員組合の組合員がご契約者の場合、団体扱※
となり、一般扱（口座振替月払等）よりも割安な保険料で
ご契約いただけます。

※団体扱とは、富山県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料
を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせ願います。



*詳しくは、該当の商品パンフレットをご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注
意喚起情報）」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

【お問い合わせ】

三井生命保険株式会社 富山営業支社

〒930-0029 富山市本町3-21 5F

TEL:076-441-3194

B-25-1060 (H25.4) 使用期限 H26.3

きときと情報 126号

C O N T E N T S

特集	1
平成25年度富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度	
「中小企業総合展 東京 2013-2014」のご案内	29
経営者に聞く	31
有限会社桂樹舎 代表取締役社長 吉田 泰樹 氏	
中央会いんぷおめーしょん	33
「ものづくり補助金」の富山県事務局になりました 「経営革新等支援機関」に認定されました 地域中小企業の人材確保・定着支援事業を実施します 地域小売業魅力創出支援事業を実施します 労務管理に関する相談窓口を開設しています 第58回通常総会を開催しました	
組合紹介	37
富山県環境保全協同組合さんよりこんにちは	
元気印！青年部・女性部	38
「組合女性部・女性経営者等フォーラム」を開催しました 東海・北陸ブロック中小企業青年中央会研修会に出席しました	
組合だより	39
商店街のアーケードを改修します	
組合Q&A	39
事業年度の変更について	
ほっと一息	40
「ハイボールを家庭でおいしく」～お気に入りの一杯を～	
事務局ペンリレー	40
富山県セメント卸協同組合 専務理事 山崎 毅 氏	
トピックス	
知見を広める休日 文学館へ行こう	

平成25年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。主要施策と各機関の融資制度を一部抜粋して紹介します。

1 創業を考えている人への支援

創業・ベンチャー挑戦応援事業

県内において創業を予定している方や創業後間もない中小企業者の方から新規性・独自性のある事業、または地域活性化に貢献する事業計画を募集します。

優秀なビジネスプランには経費の一部に対して助成を行い、富山県における創業やベンチャーのモデルとなる企業の育成を図るとともに、新事業挑戦への気運づくりを進めます。

1. 対象者

- (1)申請から1年以内に県内で創業予定（NPO法人の設立を含む）の方
- (2)県内で創業後3年以内の中小企業者（NPO法人等を含む）
※ただし、子会社等実質的に他の支配下にある方は除きます。

2. 対象事業

以下のいずれかに該当する事業を営む（もしくは営もうとする）方

- (1)独自の技術やアイデアを活かした新商品の開発または新サービスを提供する事業
- (2)IT、バイオ、深層水に関する事業で、競争優位性が認められる事業
- (3)地域貢献型事業（コミュニティビジネス）、または中心市街地、商店街、共同店舗等の空き店舗等を利用して行う事業で、地域活性化に貢献する事業
- (4)グリーン・イノベーション（環境・エネルギー分野）やライフ・イノベーション（医療・介護分野）など、成長分野に関する新商品の開発または新サービスを提案する事業
- (5)とやま起業未来塾のビジネスプラン発表

会で入賞した事業計画に従って実施する事業

3. 助成金額・助成率

- (1)製造業、建設業
上限200万円（助成率1／2以内）
- (2)卸売・小売・飲食・サービス業等その他の業種
上限100万円（助成率1／2以内）

4. 助成対象経費

機械設備費、器具工具備品費、構築物費（不動産の取得、自動車の取得は除く）、店舗改装費、原材料費・仕入高、外注加工費、委託費、知的所有権出願経費、専門家謝金、人件費（新規雇用者に係るものに限り、かつ対象経費の20%以内）、広告宣伝費、その他、富山県新世紀産業機構理事長が適当と認めるもの。

5. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター TEL076-444-5605

インキュベーション施設の提供

情報通信環境を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供します。

1. 対象

新事業分野や研究開発に取り組む企業等

2. お問い合わせ

富山県産業創造センター
TEL0766-26-5151
富山県総合情報センター
TEL076-432-1116
富山県産業高度化センター
TEL0766-62-0500

2 新事業展開、販路拡大を考えている人への支援

トライアル発注認定制度

県が認定した中小企業者の開発した新商品を県が試し買いし、使用後の意見をフィードバックすることで、中小企業者の販路開拓や商品開発を支援します。

1. 対象者

県内に事業所を有する中小企業者であって、次に掲げる商品を県内で生産する事業者

2. 対象となる商品

申請日において、販売開始から3年以内のものであり、次に掲げる商品

- (1)県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品
- (2)富山プロダクツとして選定された商品
- (3)富山県深層水協議会ブランドマークの使用許諾を受けた商品
- (4)国、県又は富山県新世紀産業機構の助成を受けて研究開発した商品
- (5)とやま起業未来塾のビジネスプラン発表会で入賞した事業計画に基づいて生産する商品
- (6)新事業分野を開拓しようとする者が生産する商品で、公的試験研究機関の推薦を受けたもの

トライアル発注制度の対象となる商品（医薬品を除く）は、県の機関において用途が見込まれるものでなければなりません。

公共工事事用資材に関しては、次に掲げる項目のうち、いずれかに適合し、または準じているなど、一定の品質を確保していることが必要です。

- (1)日本工業規格（JIS）
- (2)富山県土木部土木工事共通仕様書、農林水産部土木工事等共通仕様書
※サービス提供等の役務、医薬品は対象となりません。

3. 認定の効果

- ・認定事業者及び商品を県のHP・パンフレット等にて紹介するとともに、県での率先

購入につとめます。

- ・県が購入した商品については、使用後の意見をフィードバックします。
- ・認定事業者は、トライアル発注商品又はその包装もしくは容器に、富山県トライアル発注商品認定マークを表示することができます。
- ・県融資制度『新事業展開支援資金（ブランド力向上支援枠）』の対象企業（ただし認定日から3年以内の企業に限る）となります。

4. 申請受付時期

平成25年7月

5. お問い合わせ

〈トライアル発注制度について〉

富山県商工労働部経営支援課

創業・ベンチャー係 TEL076-444-3247

〈公共工事事用資材についての申請要件（一定の品質）について〉

富山県土木部建設技術企画課

技術指導係 TEL076-444-3298

富山県農林水産部農村整備課

技術管理係 TEL076-444-3299

〈申請要件に関する推薦依頼について〉

工業技術センター TEL0766-21-2121

総合デザインセンター

TEL0766-62-0510

農林水産総合技術センター

食品研究所 TEL076-429-5400

森林研究所 TEL076-483-1511

木材研究所 TEL0766-56-2915

とやま新事業創造基金（地域資源ファンド・農商工連携ファンド）による助成

地域資源の活用や農商工連携による新商品開発や新サービス開発に取り組む中小企業者等へ資金面での支援を行います。

1. 対象者

地域資源ファンド

富山県内に本社を持つ中小企業者

農商工連携ファンド

- (1)創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者と農林漁業者との連携体
- (2)自ら事業を行うNPO等の中小企業者以外の者（NPO、商工会、商工会議所等）と農林漁業者との連携体

2. 対象事業

地域資源ファンド

技術や農林水産品、観光資源など、富山県の地域の資源を有効に活用して行う(1)～(3)の事業

農商工連携ファンド

中小企業者と農林漁業者が連携し、双方の経営資源を有効に活用して行う(1)～(3)の事業

- (1)新商品を開発しようとする事業
- (2)新サービスを開発しようとする事業
- (3)(1)・(2)とあわせて販路を開拓しようとする事業

3. 助成金額、助成率、助成期間

（地域資源ファンド・農商工連携ファンド共通）

助成金額：原則として上限600万円

助成率：1／2以内

助成期間：最長3年間

4. 助成対象経費

（地域資源ファンド・農商工連携ファンド共通）

〈事業費〉

専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、印刷製本費、広告宣伝費、展示会等出展料、会場借料、保険料、通訳料、通信運搬費、産業財産権等取得費（但し特許庁に納付される手数料等を除く）、委託費（コンサルタント経費、調査費等）など

〈試作・開発費〉

原材料費、機械装置・工具器具備品費（改良費・保守費を含む）、借損料、試験・検査費、委託費（デザイン料、設計費、外注加工費、コンサルタント経費、研究費等）など

5. お問い合わせ

富山県商工労働部

経営支援課 TEL076-444-3249

富山県新世紀産業機構 取引設備支援課

（地域資源） TEL076-444-5650

（農商工連携） TEL076-444-5602

地域産業活性化事業補助金

組合等が行う販路開拓事業及び人材育成事業を支援します。

1. 対象

富山県内に事業所を有する組合等

2. 概要

販路開拓事業

補助率：事業費の1／2

上限額：300万円

人材育成事業

補助率：事業費の1／2

上限額：200万円

2. 対象事業

販路開拓事業

展示会の開催又は見本市への参加

販路開拓指導等

販路開拓等を支援するための情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業

その他地域産業の活性化に寄与する販路開拓事業として県知事が適当と認めた事業

人材育成事業

中小企業者、組合及びその従業員等を対象にした経営、技術その他必要と認められる事柄に関する各種研修、講習、発表会等の開催

中小企業者、組合及びその従業員等を対象にした経営、技術その他必要と認められる事柄に関する各種研修、講習、発表会等への派遣

後継者育成のために、子供から大人までを対象にした体験型授業や講習会等の開催
若者の定着を促進するための就職フォーラムの開催

人材情報等の情報収集・分析及びその情報提供等を行なう事業

その他地域産業の活性化に寄与する人材育成事業として県知事が適当と認めた事業

2. お問い合わせ

富山県商工労働部
経営支援課 TEL076-444-3249

3 知的財産権等に関する支援

富山県地域団体ブランド発信 応援事業

事業協同組合等による地域ブランドの活用を促進するため、地域団体商標などいわゆる「地名入り商標」の出願に要する経費に対して補助します。

1. 対象

- (1)「地域団体商標」の出願
商標法の定める要件を備えた事業協同組合等
- (2)地名入りの「団体商標」の出願
商標法の定める要件を備えた一般社団法人

人その他の社団及び事業協同組合等

2. 対象経費

特許庁に支払う出願手数料（特許印紙代）、出願及び先行調査に要する弁理士又は弁護士の手数料

3. 補助金額、補助率

補助金額：上限10万円
補助率：対象経費の合計額の1/2

4. お問い合わせ

富山県商工労働部商工企画課
新産業科学技術班
TEL076-444-3245



4 デザイン開発を考えている人への支援

デザイン支援プログラム

デザイン活用によるビジネス活性化を目指して県内企業をバックアップします。

1. デザイン相談

デザインの考え方や、商品企画・コンセプト、形状に関するご相談に無料に対応、アドバイスします。

高岡地区

相談日	平日 8:30~17:15
場所	富山県総合デザインセンター

富山地区（完全予約制）

相談日	毎月第2・第4金曜13:30~16:30
場所	富山県総合情報センター

新川地区（完全予約制）

相談日	毎月第1金曜13:30~16:30
場所	富山県魚津総合庁舎

2. 商品開発支援

企業の状況に合わせた様々な方法で、商品開発をお手伝いします。

- ・商品や素材に応じた最もふさわしいデザイナーのご紹介
- ・センターと企業との共同研究による商品開発
- ・全国規模のデザインコンペの応募作品の中から技術にマッチしたものを選んで商品化

3. 設備利用

商品開発のプロセスで欠かせない、試作模型を使った形状検討を推奨しており、設備を低料金で利用できるよう、開放しています。

- ・デザイン = 3D設計ソフト、3Dプリンターほか
- ・施策模型 = モデリングマシン、石膏モデル造形機ほか
- ・カタログ用写真 = デジタル撮影室

4. お問い合わせ

富山県総合デザインセンター
TEL0766-62-0510

県の融資制度

◆設備投資の促進・新成長産業への挑戦

資金名		融資対象	資金用途
設備投資促進資金		工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備・事業用車両・店舗設備等を導入する中小企業者（駐車場・資材置場等は対象になりません）	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
	少子化対策枠	次の施設整備等を行い、子育て支援に関する環境整備に取り組む中小企業者 (1) 事業所内保育施設や授乳室の設置など子育てしやすい職場環境の整備 (2) 商店街の段差解消や小児用トイレ・ベビーシートの設置等の子育てバリアフリー	設備資金
新成長産業育成支援資金		次のいずれかの事業を営む中小企業者で、当該事業に必要な資金または産学官連携により当該事業に係る新技術・新製品の研究開発等に必要な資金 (1) 再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 (2) 医療・介護・健康関連分野の製造業 (3) 富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 (4) 先端ものづくり分野（航空機、ロボット、次世代自動車、最先端 IT）に係る装置・部品等の製造業	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
再生可能エネルギー利用促進資金		再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱）を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可

◆創業時の資金繰りを支援

資金名		融資対象	資金用途
創業支援資金	創業者枠	(1) 事業を営んでいない個人が事業を開始する予定があるもの (2) 事業を開始した中小企業者であって創業後2年以内のもの	設備資金 運転資金
	事業承継支援枠	(1) 後継者不足等のため存続見通しが見つからない中小企業者から当該事業を承継するもの (2) 相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しが見つからない相続人 (事業資産の取得資金、法人承継者による経営権（株式）買取資金、その他承継事業の運営に必要な資金を対象)	設備資金 運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物（土地）の取得については、事前にご相談ください。

利用上の注意点

- ・支払い済みの資金は、融資対象になりません。
- ・設備資金は、資産として計上するものが対象になります。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成25年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成25年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金1,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を同時に取得 する場合(※2)1億円	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を同時に取得する場 合(※2)10年以内 (1 年以内)	年1.90%以内 〔取扱期間 平成26年3月31日まで〕	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.35%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.35%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成25年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成25年4月1日現在)	
3,000 創業予定者 2,500	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.45%以内	年0.6%保証必須	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を同時に取得 する場合(※2)1億円	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を同時に取得する場 合(※2)10年以内 (1 年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

◆新事業展開・新商品や販路開拓の促進

資金名		融資対象	資金用途
新事業展開支援資金	地域貢献型事業 (コミュニティビジネス)支援枠	福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業(コミュニティビジネス)を行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業者	設備資金運転資金
	経営革新枠	中小企業新事業活動促進法の認定(計画承認)を受けた事業を行う中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金運転資金
	新事業展開支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行い、新事業の占める割合が5年以内に1/4以上となることが見込まれる事業展開を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金	設備資金運転資金
	建設業等新分野進出支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行う建設業、卸・小売業を営む中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金運転資金
	ブランド力向上支援枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、当該事業に必要な資金 (1) 地域産業資源活用事業計画、農工商等連携事業計画に係る事業または左記事業に係る国の補助金、とやま新事業創造基金の補助金の交付決定を受けたもの (2) 「明日のとやまブランド」育成対象に選定された事業者 (3) 富山県トライアル発注制度の認定を受けた事業者(認定日から3年以内) (4) 富山プロダクツに選定された事業者(選定日から5年以内)	設備資金運転資金
	海外市場開拓支援枠	海外市場へ進出するため、支店・営業拠点等の海外事業拠点の開設(合弁会社等の海外現地法人の設立を含む)等を行う中小企業者 ※県内事業所の規模縮小・従業員の減少を伴わないものを対象	設備資金運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

◆商業・商店街等の活性化

資金名		融資対象	資金用途
商業・サービス業活性化資金		(1) 商店街において、出店(新規・空き店舗)、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2) 空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者(商店街以外のエリアを対象) (3) 商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合	(1) 商店街設備資金運転資金 (2) その他 (3) 組合設備資金
	新幹線開業対策枠 取扱期間 平成28年3月31日まで	(1) 新幹線開業に際して、次の効果が期待できる店舗の出店・改装を行う中小業者(飲食業、小売業、サービス業(宿泊業を除く)、旅行業) ① 県外・海外からの誘客が期待できる取組み ② 富山県の魅力を発信する取組み (2) 新幹線開業に際して、観光客等の利便性向上のための二次交通の整備を行う中小企業者	設備資金 (設備投資に伴う運転資金) ※運転資金のみの利用は不可
	観光旅館施設整備枠	(一般枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者(中小企業以外のものを含む) (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設(駐車場・店舗等)の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善 (特別枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者(中小企業者で富山県ホテル・旅館業生活衛生同業組合の組合員) (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設(駐車場・店舗等)の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金 設備資金 (設備投資に伴う運転資金) ※運転資金のみの利用は不可

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成25年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成25年4月1日現在)	
2,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	商工会議所または商工会の 認定書を添えて、取扱金融 機関を経由のうえ県経営支 援課
1億円 (うち運転資金1,500)	設備資金 10年以内 (3年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.50%以内	年0.7%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
7,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
設備資金 4,000 運転資金 1,000	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成25年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成25年4月1日現在)	
設備資金 (1) 商店街 5,000 (2) その他 3,000 (3) 組合 1億円 運転資金 (1) 商店街 1,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	(1) 商店街 年1.50%以内 (2) その他 (3) 組合 年1.65%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.35%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
3,000	7年以内 (1年以内)	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県観光課
1億円 (うち運転資金1,000) (取扱期間 平成28年3月31日まで)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.35%以内 (取扱期間 平成28年3月31日まで)		

※県経営支援課 076-444-3248 / 県観光課 076-444-4565

◆環境にやさしい社会をめざして

資金名	融資対象	資金用途
環境施設整備資金	次の施設整備等を行う中小企業者 (1) 公害防止施設の整備 (2) フロン等対策施設の整備 (3) 廃棄物のリサイクル施設の整備 (4) 地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5) 山岳地トイレの整備 (6) 温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7) 低公害車の導入 等	当該施設整備等に要する設備資金

◆地域産業の活性化

資金名	融資対象	資金用途	
特定地域・産業活性化資金	企業立地促進枠	次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の新増設を行い、事業開始後1年以内に新規雇用数が原則として5人以上となる者（原則として中小企業） ①製造業 ②卸売業 ③道路貨物運送業 ④倉庫業 ⑤頭脳立地法関連16業種 ⑥その他知事が認める事業	設備資金
	薬業振興枠	(家庭薬振興資金) (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者等 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	(1) 医薬品配置販売業者 運転資金 (2) 医薬品製造業者等 設備資金 運転資金
		(和漢薬開発促進資金) 和漢薬を主とする医薬品の開発に必要な資金 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備資金 運転資金
		(懸場帳購入資金) 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	設備資金 (販売業者が購入する懸場帳)
		(薬業基盤強化資金) 事業の統合や承継など基盤強化を図るために必要な資金 (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者	設備等資金

◆事業の活性化

資金名	融資対象	資金用途
事業活性化促進資金	事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化に取り組む中小企業者	運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成25年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成25年4月1日現在)	
個別 3,000 団体 5,000	7年以内 (1年以内)	年1.90%以内 (6)、(7)の場合 年1.35%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県環境政策課 元金均等月賦償還

※県環境政策課 076-444-3141

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成25年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成25年4月1日現在)	
2億円 知事特認 5億円	10年以内 (2年以内)	年1.65%以内	年0.45%～年1.90%	取扱金融機関を經由のうえ 県立地通商課
医薬品配置販売業者 運転資金 500 医薬品製造業者等 設備資金 3,000 (ただし試験機械器具に ついては500) 運転資金 1,000	設備資金 7年以内 (1年以内) ただし試験機械器具につ いては5年以内 (1年以 内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県くすり政策課
設備資金 5,000 運転資金 2,000	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	
個人 3,000 法人 7,000	10年以内 (3年以内)	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	
5,000	10年以内 (1年以内)	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	

※県立地通商課 076-444-3244 / 県くすり政策課 076-444-3236

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成25年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成25年4月1日現在)	
3,000	5年以内 (1年以内)	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

◆経営の安定・倒産の防止

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
小規模企業等経営支援短期資金		従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者等（償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません）	運転資金
小口事業資金	一般小口枠	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の小規模事業者（富山市以外）	設備資金 運転資金
	零細小口枠	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者	設備資金 運転資金
経営安定資金	地域産業対策枠	経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者	運転資金
	経済変動対策緊急融資 取扱期間 平成26年3月31日 まで 〔円高対策は 平成25年9月30日 まで〕	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2) 原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格上昇率が前年同期比20%以上増加、かつ、最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの	運転資金
		〈円高対策枠〉 円高による輸出の減少等の直接的な影響や、円高を背景とした販売実績や取引先からの受注の減少等の間接的な影響により、最近1ヶ月の売上高または販売数量が前年同月比3%以上減少、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期比3%以上減少することが見込まれる中小企業者	設備資金 運転資金
	経営安定特別分	地域産業対策枠の要件中、最近3ヶ月以上を1ヶ月以上と緩和した要件を満たし、商工調停士の指導を受けている中小企業者	運転資金
	企業再生支援枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの (1) 最近時決算において経営赤字の者 (2) ㈱整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者 (3) 民事再生法等による法的再建手続きを行う者 (4) 中小企業再生支援協議会から再生支援の認定を受けた者 (5) 信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者 (6) ㈱地域経済活性化支援機構の支援を受けている者 (7) とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者	設備資金 運転資金
	連鎖倒産防止枠	国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者（事業実績1年未満でも利用可）	運転資金
緊急経営改善資金 取扱期間 平成26年3月31日まで		最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者	(1) 一般枠 県の融資制度（県小口事業資金、小規模企業等経営支援短期資金を除く）のほか、金融機関の保証付既往債務（※2）の借換え (2) 小口枠 県小口事業資金の借換え

- ※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。
 ※2 借換えの対象については、事前に信用保証協会にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成25年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成25年4月1日現在)	
600	1年以内	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関
零細小口枠との合計で 1,500 (無担保) (保証債務残高が1,250 万円以下等の条件を満た す者にあつては、無担保 無保証)	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 (ただし、最近決算におい て2期連続して経常赤字を 計上しており、かつ、県内 の商工会議所、商工会また は中小企業支援センターに おいて経営指導を受けてい る場合は7年以内)	年2.00%以内	年0.6% 保証必須 ただし、特別小口保険 の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所又は商 工会を経由のうえ取扱金融 機関 ※取扱は市町村が特定する 金融機関に限る
信用保証協会の保証付き 融資残高との合計で 1,250 (無担保) (保証債務残高が1,250 万円以下等の条件を満た す者にあつては、無担保 無保証)	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 (ただし、最近決算におい て2期連続して経常赤字を 計上しており、かつ、県内 の商工会議所、商工会また は中小企業支援センターに おいて経営指導を受けてい る場合は7年以内)	年2.00%以内	年0.7% 保証必須 ただし、特別小口保険 の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または 商工会を経由のうえ取扱金 融機関 ※取扱は市町村が特定する 金融機関に限る
5,000	7年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認 定書を添えて取扱金融機関
8,000 (既存枠含む)	7年以内 (1年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	市町村の認定書を添えて取 扱金融機関
1億円 (うち運転資金8,000) (運転資金は既存枠含む)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	年1.30%以内	セーフティネット保証 5号利用の場合 年0.5%	商工会議所または商工会の認 定書を添えて取扱金融機関 ※設備資金を利用の際は、 商工会議所または商工会の 認定書を添えて、取扱金融 機関のうえ県経営支援課
1,500	7年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	上記地域産業対策枠の認定 書及び富山、高岡、氷見、魚 津の各商工会議所または富 山県商工会議所連合会の推 薦書を添えて取扱金融機関
1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	年1.65%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
5,000 (ただし債権額を限度)	7年以内 (1年以内)	年1.65%以内	年0.6% 保証必須	取扱金融機関
(1) 8,000 (2) 1,500 (借換と同額 (上限1,000) までの新規運転資金を含 む ※運転資金のみ利用不可)	10年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書及び実施計画書を添 えて取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

県の投資等支援制度

元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業

1. 元気ファンドとは

(1) ベンチャー企業等への投資

(公財) 富山県新世紀産業機構が新技術、新製品、新サービスの研究開発や事業化といった富山を元気にする活動に取り組む企業に対し、その発行する株式や社債を引き受けることによって、長期低利の資金を提供します。

(2) 地域貢献型事業者への支援

地域貢献型事業（地域の資源を活用し、地域の課題を解決し、地域に貢献するコミュニティビジネス）を営む NPO 法人等が県制度融資を利用して借入を受ける際に債務保証を行い、活動を支援します。

2. ベンチャー企業等への投資

(1) 対象者 次のいずれかの要件を満たす者

① 創業者・創業予定者

事業を営んでいない個人が事業を開始する予定の者又は事業を開始した中小企業者であって、創業1年未満の者

② 中小企業新事業活動促進法関連企業

中小企業新事業活動促進法に基づく、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた事業を行う者

③ 産学官連携企業

産学官の連携により事業展開（研究開発・技術の実用化等）を行う者又は大学発ベンチャー企業（大学での研究をもとに教員・学生等が創業するもの）

(2) 内容

① 間接投資

機構の原資預託を受けたベンチャーキャピタルから中小企業が投資（株式取得・社債引受）を受けるもの。

【限度額】 5,000万円

【利率】 発行時の長期プライムレート以下（固定）

【担保】 不要

【償還期間】 10年以内

② 直接投資

間接投資によりベンチャーキャピタルから投資を受けた中小企業が機構から直接投資（社債引受）を受けるもの。

【限度額】 1,000万円

【利率】 発行時の長期プライムレート以下（固定）

【担保】 不要

【償還期間】 10年以内

③ 債務保証

中小企業が社債発行による資金調達を行う場合に、機構が債務保証するもの。

【保証料率】 年0.5%

【保証割合】 社債引受元本の70%

【保証期間】 社債の引受期間

連絡先

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援センター 支援マネージャーグループ

〒930-0866 富山市高田527番地 (情報ビル1階)

TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

3. 地域貢献型事業者（コミュニティビジネス事業者）への支援

(1) 対象者

地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠の融資を受ける者で、信用保証協会の保証制度の対象とならない者（NPO 法人や中小企業者以外の個人、グループ等）

(2) 内容

① 債務保証

上記対象者に機構が債務保証するもの

【保証料率】 年0.8%

【保証割合】 融資額の70%

【保証期間】 融資償還期間

県制度融資・地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠とは

○ 融資対象者

原則として富山県内の地域で活動を行う方で、県税を完納している方がご利用できます。また、この融資制度の利用の要件としては、

- ①有償で行われ、雇用の対価が支払われる等のビジネス要件を備えていること
- ②福祉、環境、まちづくり等、地域の課題を地域の資源で解決する等、地域に貢献する事業であること
- ③活動の拠点となる商工会議所、商工会の認定を受けていること

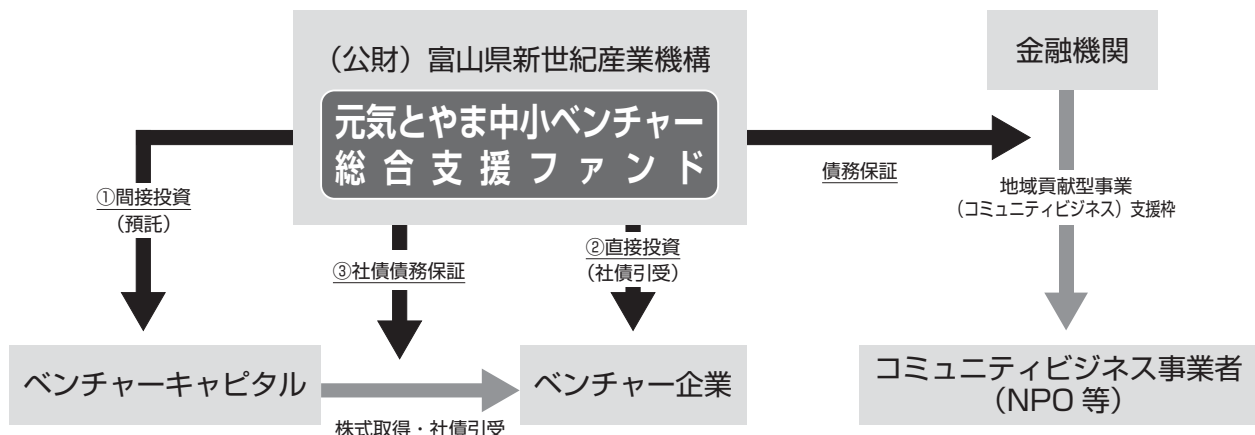
以上の3点を全て満たしていることが条件であり、これらの要件を満たす場合は、これからコミュニティビジネスを行おうとしている方でも対象となります。

中小企業者以外の個人、グループ、NPO 法人等も融資の対象者としています。

○ 融資内容

資金用途	設備資金、運転資金
限度額	2,000万円
期間	設備資金7年以内（うち据置期間1年以内） 運転資金5年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	1.50%（平成25年4月1日現在）
融資申込先	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

4. しくみ





その他法律に基づく貸付制度

中小企業高度化資金貸付制度

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。

資金の種類	内容	貸付の相手方
集団化事業	事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
集積区域整備事業	事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域（商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域）において、経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
施設集約化事業	事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を設置する事業	事業協同組合等
共同施設事業	事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業	事業協同組合等
設備リース事業	事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する事業	事業協同組合等
商店街整備等支援事業	まちづくり会社等が各種コミュニティ施設（コミュニティホール、ポケットパーク等）の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業	(1) 特定会社 （地方公共団体が出資し、出資者の2/3以上が中小企業者など） (2) 一般社団法人等 （一般社団法人にあってはその社員総会における議決権、一般財団法人にあっては、設立時の拠出総額の1/2以上が地方公共団体及び事業協同組合等であることなど） (3) 商工会、商工会議所

小規模企業者等設備導入資金貸付制度

公益財団法人富山県新世紀産業機構では、県内の小規模企業者等の皆さまが、①経営基盤の強化を行われるとき、または②新たに事業を起こされる（創業する）ときに必要な設備の導入促進を図るため、設備資金の貸付を行っています。

◆設備資金貸付制度

本制度は、企業の経営基盤の強化、または創業のための設備投資を行う事業者の皆さまに、必要と認められる設備に対して、その資金の50%以内を限度として無利子で融資する制度です。

名称	融資対象企業		対象設備
貸付	(1) 原則として、従業員20人以下（商業・サービス業5人以下）の小規模企業者 (2) 一定要件を満たし、小規模企業者になることが見込まれる創業者及び創業予定者	①これから創業する者又は創業後1年未満の者 ----- ②創業後1年以上5年未満経過したもの ----- ③創業後5年以上経過したもの	(1) 経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められる設備 (2) 事業を行うために必要があると認められる設備

2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県経営支援課にお問い合わせ下さい。
3. この資金の借入れに当たっては、事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県経営支援課（TEL076-444-3249）にご相談下さい。

（利率については、変更になることがあります。）

貸付対象施設	貸付利率	貸付期間 (うち据置期間)	償還方法	貸付限度
集団化に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	年1.05%	20年以内（3年以内）	年賦 (元金均等償還)	整備資金（貸付対象施設を取得し、造成し、又は設備するのに必要な資金）の80%以内
施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	〃	〃	〃	〃
共同化に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
共同利用に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
リースに必要な設備、附属設備	〃	当該設備の耐用年数を勘案して知事が定める期間	〃	〃
商店街整備等支援事業に必要な土地、建物、構築物、設備	無利子	20年以内（3年以内）	〃	〃

連絡先

(公財)富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター 取引設備支援課

〒930-0866 富山市高田527番地

TEL (076) 444-5602 FAX (076) 444-5644

融資条件						申込先
限度額(万円)	利率	期間	償還方法	保証人	担保	
対象設備額の1/2以内 ①25~4,000	無利子	7年以内 (1年据置) 公害防止設備については12年以内 (1年据置)	均等年賦の約束 手形による	法人は 3名 個人は 2名 〔うち1名 は第三者〕	・貸付対象設備を 譲渡担保 ・その他不動産担保を 徴求する場 合がある。	富山県新世紀産業機構
対象設備額の1/2以内 ②50~6,000						
対象設備額の1/2以内 ③50~4,000						

政府系金融機関等による金融一覧(1)

株式会社商工組合中央金庫

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途
一 般 貸 付	商工中金の株主となつていただいている中小企業の各種団体とその構成員 (注)このほか中小企業の共同出資会社やメンバーの皆様方の海外法人等も融資対象となります。	運転資金 設備資金

※商工中金には上記のほか独自の総合支援策がありますので、詳細は商工中金へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途
普 通 貸 付 (一 般 貸 付)	卸 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	運転資金 設備資金
	小 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人・個人	
	サ ー ビ ス 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	特定設備資金
	製造業、建設業、運輸業、その他 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人・個人	
経 営 改 善 貸 付	常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）の方で商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
主 企 業 特 別 貸 付	新 規 開 業 資 金 新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金 設備資金
	女 性、若 者 / シ ニ ア 起 業 家 資 金 女性又は30歳未満か55歳以上の方であつて、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金 設備資金
	新 事 業 活 動 促 進 資 金 新たに経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方など	運転資金 設備資金
	新 創 業 融 資 制 度 新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方	運転資金 設備資金

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

株式会社商工組合中央金庫 富山支店076-444-5121 高岡支店0766-25-5431

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
	商工中金 所定利率	運転 原則として10年以内 (据置期間2年以内) 設備 原則として15年以内 (据置期間2年以内)	必要と認めるもの 要	商工中金 商工中金の代理店 になっている信用 組合、信用金庫で もご利用いただけ ます。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店国民生活事業076-431-1191 高岡支店国民生活事業0766-25-1171

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
4,800万円	お使いみち、ご返済 期間、担保・保証人 の有無等によって異 なる利率が適用され ます。詳細は当公庫 (国民生活事業)へ お尋ね下さい	運転 5年以内(※1) (うち据置期間1年以内) 設 備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	保証人、担保(不動産、 有価証券等)などにつ きましてはお客様のご 希望を伺いながらご相 談させていただきます	国民生活事業
7,200万円		20年以内 (うち据置期間2年以内)		
1,500万円		運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	無	商工会議所、商工会等
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内(※1) (うち据置期間6ヶ月以内) (※2) 設備 15年以内(※4) (うち据置期間3年以内)	保証人、担保(不動産、 有価証券等)などにつ きましてはお客様のご 希望を伺いながらご相 談させていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内(※1) (うち据置期間1年以内) 設備 15年以内(※4) (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内(※1) (うち据置期間1年以内) (※3) 設備 15年以内(※4) (うち据置期間2年以内)		
1,500万円		運転 5年以内(※1) (うち据置期間6ヶ月以内) 設備 10年以内 (うち据置期間6ヶ月以内)		

- ※1 特に必要な場合は7年以内
- ※2 特に必要な場合は1年以内
- ※3 特に必要な場合は3年以内
- ※4 特に必要な場合は20年以内

政府系金融機関等による金融一覧(2)

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資 金 使 途	
主 な 特 別 貸 付	新 企 業 育 成 貸 付	再 チ ャ レ ン ジ 支 援 融 資	廃業歴のある方など、一定の要件に該当する方であって、新たに事業を始める方 又は事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金 設備資金
	企 業	I T 資 金	情報化投資を行う方	運転資金 設備資金
	活 力 強 化	企 業 活 力 強 化 資 金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	運転資金 設備資金
	強 化	海 外 展 開 資 金	海外展開を図る方	運転資金 設備資金
	特 別	地 域 活 性 化 ・ 雇 用 促 進 資 金	社会貢献型事業を営む方、承認企画立地計画などに従って事業を行う方 または雇用創出効果が見込まれる方など	運転資金 設備資金
	貸 付	環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策 資 金	非化石エネルギー設置や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	運転資金 設備資金
		食 品 貸 付	食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備資金 一部運転資金
	企 業 再 生 貸 付	企 業 再 建 ・ 事 業 承 継 支 援 資 金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方または事業を承継する方	運転資金 設備資金

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
2,000万円	お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	運転 5年以内（※1） （うち据置期間1年以内） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）	保証人、担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
7,200万円 （うち運転資金4,800万円）		運転 5年以内（※1） （うち据置期間1年以内） 設備 15年以内 （うち据置期間2年以内）		
7,200万円 （うち運転資金4,800万円）		運転 5年以内（※1） （うち据置期間1年以内） 設備 20年以内 （うち据置期間2年以内）		
7,200万円 （うち運転資金4,800万円）		運転 5年以内（※1） （うち据置期間1年以内） （※4） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
7,200万円 （うち運転資金4,800万円）		運転 5年以内（※1） （うち据置期間1年以内） 設備 15年以内（※3） （うち据置期間2年以内）		
7,200万円 （うち運転資金4,800万円）		運転 5年以内（※1） （うち据置期間1年以内） （※4） 設備15年以内 （うち据置期間2年以内）		
7,200万円 （事業協同組合は 1億1,000万円） （うち運転資金4,200万円）		運転 原則 5年以内 （うち据置期間原則1年以内） 設備 原則 13年以内 （新規開業支援設備資金などは 原則15年以内（※5）） （うち据置期間原則2年以内） （新規開業支援設備資金などは 原則3年以内）		
7,200万円 （うち運転資金4,800万円）		運転 5年以内（※1） （うち据置期間1年以内） （※4） 設備 15年以内 （うち据置期間2年以内）		

- ※1 特に必要な場合は7年以内
- ※2 特に必要な場合は15年以内
- ※3 一部の対象者が特に必要な場合は20年以内
- ※4 特に必要な場合は2年以内
- ※5 特に必要な場合は20年以内

政府系金融機関等による金融一覧(3)

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資 金 使 途
生 活 衛 生 貸 付	一 般 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金
	振 興 事 業 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方であって振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	運転資金 設備資金
	生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方（常時使用する従業員の数が5人以下の会社または個人）であって、生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター）の長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 貸 付	経 営 環 境 変 化 資 金	社会的、経済的な環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している方で中長期的に業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方	運転資金 設備資金
	金 融 環 境 変 化 資 金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を来している方で中長期的に資金繰りが改善し、経営が安定することが見込まれる方	運転資金
	取 引 企 業 倒 産 対 応 資 金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している方	運転資金

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店国民生活事業076-431-1191 高岡支店国民生活事業0766-25-1171

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
7,200万円～4億円 業種によって異なります	お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	13年以内 （一般公衆浴場は30年以内） （独立開業設備資金は15年以内（特別な場合は20年以内）） （うち据置期間1年以内（返済期間が7年超の場合2年以内））	保証人、担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
運転 5,700万円 設備 1億5,000万円～7億2,000万円 業種によって異なります		運転 5年以内（※1） （うち据置期間6ヶ月以内） （※2） 設備 18年以内 （うち特別な場合は20年以内） （据置期間2年以内）		無
1,500万円		運転 7年以内 （うち据置期間1年以内） 設備 10年以内 （うち据置期間2年以内）	保証人、担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	
4,800万円 （※生活衛生貸付は5,700万円）		運転 5年以内（※3） （うち据置期間1年以内） （※4） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
別枠4,000万円以内		運転 5年以内（※3） （うち据置期間1年以内） （※4） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
別枠3,000万円以内		5年以内（※3） （うち据置期間3年以内）		

- ※1 特に必要な場合は7年以内
- ※2 特に必要な場合は1年以内
- ※3 特に必要な場合は8年以内
- ※4 特に必要な場合は3年以内

政府系金融機関等による金融一覧(4)

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

特定事業を営む中小企業の方

◆次の業種の方は対象になりません：農業、林業、漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）及び不動産業のうち住宅及び住宅用土地賃貸業、医療、福祉（福祉医療機構の貸付対象とならないものを除く）など

◆中小企業の規模

- ・製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- ・小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- ・サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

制度名	融資対象	資金用途	貸付条件
			限度額 (特別利率適用限度)
新事業育成資金	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業者であつて、一定の条件を満たす方	設備資金 長期運転資金	6億円 (6億円)
新事業活動促進資金	①「経営革新計画」の承認を受けた方 ②「新連携計画」又は「農商工連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方 ③地域産業資源活用事業計画の認定を受けた方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億7千万円)
IT活用促進資金	情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億7千万円)
地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けた方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (6億7千万円)
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億7千万円)
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乘せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店中小企業事業 076-442-2483

貸付条件			申込先
利率	期間	担保等	
特別利率③ ただし6年目以降は基準利率 +0.2% -0%~0.2%	〈固定金利型〉 設備 15年以内 運転 7年以内	◆保証人（経営責任者の方）が必要です。ただし、一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
基準金利①、③ -0%~0.2%	設備 20年以内 運転 7年以内	〃	〃
基準金利 特別利率 ①、②	設備 15年以内 運転 7年以内	〃	〃
基準金利 特別利率①、②、③	設備 20年以内 運転 7年以内	〃	〃
基準金利 特別利率①、②、③	設備 20年以内 運転 7年以内	〃	〃
基準利率基準利率 -0%~-0.6%	設備 15年以内 運転 8年以内	〃	〃

政府系金融機関等による金融一覧(5)

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

制度名	融資対象	資金用途	貸付条件
			限度額 (特別利率適用限度)
金融環境変化 対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りが悪化している方	設備資金 長期運転資金	別枠3億円
企業再生支援資金	〈アーリー DIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円
	〈レイター DIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		
企業再建・事業承継 支援資金	経営改善又は経営再建等に取り組む方、倒産した企業、経営難の状態にある企業や後継者不在等により事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方、経営の安定化を図るため自己株式を取得する方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億7千万円)
設備資金貸付利率 特例制度	特別貸付制度(注)による設備資金の貸付を受ける方(注)一部をご利用いただけない貸付制度もあります。	設備資金	適用する特別貸付 制度の貸付限度額

※このほか海外展開資金、環境・エネルギー対策資金等各種特別貸付があります。

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乘せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

【代理貸付】

当公庫中小企業事業の代理店の窓口にご相談ください(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組が代理店です)。

名古屋中小企業投資育成株式会社

区分	融資対象	資金用途	貸付条件
一般投資	経営に特色があり成長意欲のある企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	設備資金 運転資金	増資後議決権比率の 50%以内
ベンチャービジネス 投資	先端的・独創的な技術またはノウハウをもつ研究開発型企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受		
創業投資(設立新株 投資・創業期投資)	起業家が会社を設立する場合や既存企業か新規事業へ進出を図るために新会社を設立する場合、もしくは設立後5年以内の企業 《投資の種類》 ①設立新株投資 ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受 ②創業期投資 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	創業資金	新株予約権付社債 等の場合は、引受 時において当該予 約権を行使したと 仮定した場合、議 決権比率が50%以 内となる範囲

※株式会社日本政策金融公庫中小企業事業でも申し込みの取次をしています。

※なお、投資した後は資本金が3億円を超えても、追加投資は可能です。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店中小企業事業 076-442-2483

貸付条件			申込先
利率	期間	担保等	
基準利率	設備 15年以内 運転 8年以内	◆保証人（経営責任者の方）が必要です。ただし、一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
基準利率 +2.5%	1年以内	〃	〃
基準利率 +1.0%	設備 10年以内 運転 5年以内	〃	〃
特別利率 ①、③	設備 20年以内 運転 10年以内	〃	〃
貸付後2年間の基準利率・特別利率-0.5%	(適用する特別貸付制度の期間内)	〃	〃

名古屋中小企業投資育成株式会社 052-581-9541 URL <http://www.sbic-cj.co.jp/>
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号（東海ビル7階）

配当・利率	条 件
(株式) 一定の安定配当をお願いします	(一般投資) ①資本金3億円以下の株式会社（特例法に該当される場合3億円超でも可） 投資育成会社の引受けによって、資本金が3億円を超えることは可 ②業種は、風俗営業等およびその経営内容が公序良俗に反するもの、または一時的もしくは投機的なものは対象外 製造業・建設業・卸売業・小売業・サービス業など、ほとんどの業種が対象 ③原則として、一定水準の利益を上げており、今後も成長発展する見込みがあること
(社債) 長期プライムレートを参考にして決めます。	(ベンチャービジネス投資) ①一般投資の①及び②の条件を満たしていること ②先端的・独創的な技術またはノウハウに裏付けられた製品の製造あるいはサービスの提供を行っていること ③売上高に対する試験研究費の比率が過去2期にわたり3%以上であること ④会社設立後または新事業進出後10年以内であること
	(創業投資) ①設立予定の会社の設立登記時の資本金が、3億円以下の株式会社であること（特例法に該当される場合3億円超でも可） ②設立予定の会社の業種が、一般投資の②の条件を満たしていること ③設立予定の会社の経営者が、事業の経営に関する知識・経験等を有するなど、その経営力が認められること ④設立予定の会社の事業計画に妥当性が認められ、かつその事業が将来、成長発展する見込みがあること ⑤原則として、投資後5年を経過した年度より、一定水準以上の配当が維持できる利益が見込まれること ⑥設立後5年以内の会社の場合には、資本金3億円以下の株式会社（特例法に該当される場合3億円超でも可）であって、上記②～⑤の条件を満たしていること



信用保証協会保証制度

主な信用保証制度

制度名	対象資金等	資金使途
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	経営の安定に必要な資金 (欄外参照: 市町村長の認定)	運転資金 設備資金
経営力教科保証 (経営力強化)	金融機関と認定経営革新等支援機関への支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者の事業計画の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
創業等関連保証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
創業関連保証	産業活力再生特別措置法に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは、会社を解散した経験を有する創業者で一定の要件を備える中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金
予約保証	一時的かつ緊急的な資金需要に対応できる事業資金	運転資金 設備資金
中小企業承継事業関連保証	継承事業者が中小企業承継事業再生を実施するために必要な資金	運転資金 設備資金
経営承継関連保証	経営者の死亡や退任等によって経営を承継する場合に必要な議決権株式や事業用資産等の取得資金に対する保証 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金
農工商等連携事業関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者等の事業資金	運転資金 設備資金
農工商等連携支援関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利法人の事業資金	運転資金 設備資金
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債 (私募債) に対する保証	運転資金 設備資金
流動資産担保融資保証	売掛債権、棚卸資産を担保とした融資に対する保証 (ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)	運転資金 設備資金
事業再生保証	民事再生手続又は会社更生手続を申立てた中小企業者であって、再生計画認可後3年経っていない、かつ再生計画を完遂していない中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金
事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、一定の要件を備える中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金

●経営安定関連保証 (セーフティネット保証) の利用に係る認定について

経営安定関連保証を利用する場合は、次のいずれかに該当することについて、本店 (個人事業主の方は主たる事業所) の所在地を管轄する市町村長の認定を受ける必要があります。

- (1号) 再生手続開始申立等関係
民事再生手続開始の申立等を行った指定大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有していること、又は同事業者との取引を20%以上の規模で行っていること
- (2号) 事業活動の制限関係
事業活動の制限を行っている指定事業者との直接又は間接的な取引を20%以上の規模で行っており、又は指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、売上高等が減少していること
- (3号) 地域・業種関係
指定地域内で指定業種に属する事業を1年以上継続して行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること
- (4号) 地域関係
指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること

富山県信用保証協会 本 所 TEL076-423-3171 FAX076-493-0829 〒930-8565 富山市総曲輪2丁目1番3号
 高岡相談室 TEL0766-21-6820 FAX0766-21-6864 〒933-0912 高岡市丸の内1番40号
 【 // 相談室 (相談日: 火曜日・木曜日 9:00~17:00)】 URLhttp://www.cgc-toyama.or.jp/

保証限度額	保証期間 (うち据置期間)	融 資 利 率	保証料率(年)(※1)	担 保
〈別枠〉2億8,000万円 破綻金融機関関連の要件を満たす場合 3億8,000万円 (組合4億8,000万円)	定めなし	金融機関 所定利率	1~6号0.80% 7~8号0.68%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 概保障を借り換える場合 10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.75% ※3 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 0.50%~2.00% (責任共有対象外) ※3	必要に応じ
1,500万円 (普通保証の無担保枠8,000万円以内)	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
1,000万円 〔ただし、再挑戦支援保証との合計額 で1,000万円以内。また、普通保証 の無担保枠8,000万円以内。〕	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
1,000万円 〔ただし、創業関連保証との合計額で 1,000万円以内。また、普通保証の 無担保枠8,000万円以内。〕	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
2,000万円	5年以内	金融機関 所定利率	責任共有保証料率 0.60%~1.90% 責任共有外保証料率 0.70%~2.20% (小口零細企業保証制度利率)	必要に応じ
2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10年以内	金融機関 所定利率	0.45%~1.90%	必要に応じ
〈別枠〉2億8,000万円	運転資金10年以内 設備資金15年以内	金融機関 所定利率	責任共有保証料率 0.45%~1.90% 責任共有外保証料率 0.50%~2.20%	必要に応じ
〈別枠〉2億8,000万円 (組合等4億8,000万円)	定めなし	金融機関 所定利率	責任共有保証料率 0.68%又は0.85% 責任共有外保証料率 0.80%又は1.00%	保証金額8,000万円 超は原則として 有担保
〈別枠〉2億8,000万円	定めなし	金融機関 所定利率	責任共有保証料率 1.15% 責任共有外保証料率 1.35%	必要に応じ
〈別枠〉4億5,000万円 〔ただし、社債発行額3,000万円~ 5億6,000万円〕	2年以上7年以内	(支払金利) 発行体所定利率	0.45%~1.90%	必要に応じ
〈別枠〉2億円 (ただし、融資限度額は2億5,000)	根保証1年 (更新2年以内) 個別保証1年以内	金融機関 所定利率	0.68%	流動資産 (ただし、個別保 証の場合は売掛債 権)
〈別枠〉2億円	10年以内	金融機関 所定利率	2.20%	必要に応じ
〈別枠〉2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	3年以内	金融機関 所定利率	1.76%	必要に応じ

※1 すべての保証について、次のいずれかの場合、0.1%の割引を行います。
 ・「中小企業の会計に関する基本要領の適用状況」についての公認会計士または税理士による確認書類の添付
 (確認書類「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト)など
 ・会計参与設置会社(確認書類: 商業登記簿謄本(写))
 ※2 一部の保証を除き、有担保の場合、0.1%の割引を行います。
 ※3 原則として、通常の保証料率区分よりも1区分低い料率を適用します。

(5号) 業種関係

指定不況業種に属する事業を行っており、売上が減少していること、又は原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないこと

(6号) 破綻金融機関等関係

破綻金融機関等と金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること

(7号) 金融取引の調整関係

指定金融機関の経営の相当程度の合理化(支店の削減等)によって、借入が減少していること

(8号) 金融機関の貸付債権の譲渡関係

整理回収機構又は産業再生機構に対して貸付債権が譲渡され、借入が減少しているが、適切な事業計画等を有し再生の可能性があること

* 「指定」: 経済産業大臣の指定

「中小企業総合展 東京 2013-2014」のご案内

中小企業総合展は、経営革新等に果敢に取り組む中小・ベンチャー企業が、自ら製造、開発した新製品、サービス、技術等を一堂に会して展示・紹介することにより、販路開拓、市場創出、業務提携といった企業間の取引を実現するビジネスマッチングを促進することを目的として開催しています。

さて、「中小企業総合展 東京 2013-2014」は、平成25年度に限り、下記のとおり4つの展示会に分けて開催しますのでご利用ください。

総合展①

会 期 2013年10月30日(水)～11月1日(金)

10:00～18:00 (最終日は17時まで)

会 場 東京ビッグサイト西ホール3, 4

出展分野 金属加工、機械要素・部品・素材 (環境関連含む)、情報通信関連、ビジネス支援・人材・教育関連、流通・物流関連、新エネルギー・省エネルギー関連、住宅・土木・建築関連、環境・都市環境整備関連、生活文化関連、福祉関連、食品関連、医療・バイオ関連

総合展②

会 期 2014年1月15日(水)～1月17日(金)

10:00～18:00 (最終日は17時まで)

会 場 東京ビッグサイト/インターネプコン2014内 中小機構ブース

出展分野 主に製品等がエレクトロニクス・電子部品分野

[金属加工、機械要素・部品・素材 (環境関連含む)、情報通信関連、ビジネス支援・人材・教育関連、流通・物流関連、新エネルギー・省エネルギー関連、住宅・土木・建築関連、環境・都市環境整備関連、生活文化関連、福祉関連、食品関連、医療・バイオ関連に関するエレクトロニクス・電子部品を含みます]

総合展③

会 期 2014年2月5日(水)～2月7日(金)

会 場 東京ビッグサイト/ギフトショー内

出展分野 消費財 (非食品) 分野

総合展④

会 期 2014年3月4日(火)～3月7日(金)

会 場 幕張メッセ/フードデックス内

出展分野 消費財 (食品) 分野

※ 総合展③と総合展④については、8月上旬頃に詳細が公表されます。

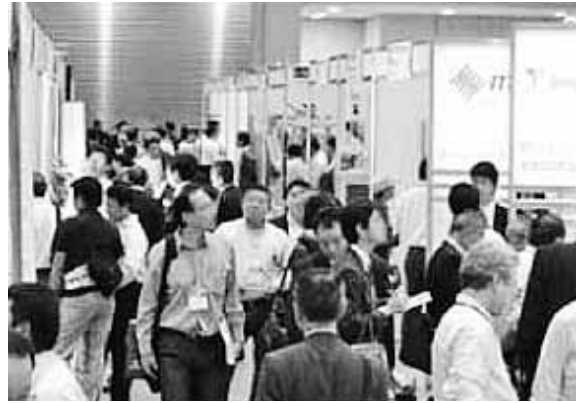
これまでの実績

1. 新たな販売先・事業パートナーが見つかります！

新たなパートナー先との出会いがあった 約22,000件

「中小企業総合展 J I S M E E ※2012」出展者の声

- ・中小企業が集合していたため他業種・他業界との交流が図れ、素晴らしい企業の技術を発見するなど、とてもよい機会になりました。
- ・中小企業総合展に出展することで、信用も大きくなり、取引も容易になりました。業務提携先も増え、販路も一気に広がりました。
- ・関東方面の進出に役立てたと判断しています。
- ・マスコミ取材の申し出もあり、費用対効果としてとても評価できる展示会になりました。
- ・総合展に参加しないと会えない会社の方ばかりなので、とても勉強になりました。



2. 圧倒的な集客力！

「中小企業総合展 J I S M E E ※2012」来場実績48,346人

- | | | | |
|-------|------------|------------|----------|
| ・業種 | ①製造業36% | ②商社・卸売業16% | ③サービス業9% |
| ・会社規模 | ①小企業33% | ②中企業32% | ③大企業29% |
| ・役職 | ①経営者・役員21% | ②管理職20% | ②一般社員20% |

3. 高いマスコミ注目度！

多数のメディアで紹介されました。

- ・テレビ東京「ニュースアンサー」、NHK国際放送
- ・日本経済新聞、日刊工業新聞、産経新聞、フジサンケイビジネスアイ等、
（「中小企業総合展 J I S M E E ※2012」での実績）

※ J I S M E E は、中小企業総合展東京の旧名称です。

問合せ先

中小企業総合展 東京 2013-2014事務局

〒107-6322 東京都港区赤坂5-3-1 赤坂 Biz タワー

TEL：03-6441-4901 FAX：03-6441-4900

E-mail：sougouten-tokyo2013@wm.smrj.go.jp

<http://sougouten.smrj.go.jp/Tokyo>



建築やブライダル業界に新たな市場 型染め技法を生かして独自の商品開発

八尾和紙、五箇山和紙、蛭谷和紙は、「越中和紙」と総称され、国の伝統的工芸品に指定されています。歴史は古く、奈良時代の文書に「越中国紙」の記述があるようです。八尾和紙は薬の袋などに使われて産地は活況を呈しました。洋紙が入ってきた明治以降は衰退の途をたどり、現在、八尾和紙を生産しているのは桂樹舎のみとなりましたが、時代が求める新しい用途を開発していくという姿勢は失っていません。桂樹舎社長の吉田泰樹氏に話を聞きました。

有限会社桂樹舎

代表取締役社長 吉田 泰樹 氏

越中売薬とともに 発展した丈夫な和紙

Q. 八尾和紙の特質は？ その特質を生み出した背景、製造方法についても教えてください。

八尾和紙は字を書くための紙ではなく、加工する紙として製造されてきました。元々は障子や提灯などに使われていましたが、越中売薬が盛んになると、薬の袋や縣場帳のほか、売薬さんが使うカバンにも加工されたほどです。強靱な繊維を持つコウゾ、井田川の雪解け水を使うことで良質の紙ができます。

八尾和紙は「八尾山村千軒、紙を漉かざる家なし」といわれたほど栄え、最盛期には八尾の

町に二十数軒の紙問屋があったそうですが、今は一軒もなくなりました。

当社は、この伝統の製法を守るだけでなく、強製紙という丈夫な紙を造る製法を独自に開発し、クッションやバッグにも加工しています。また、型染めという技法で紙を染めています。これは、渋紙を使った型紙に切り絵のように図柄を切り抜き、染色する方法で、印刷では出せない温かい風合いを生み出すことができます。そして、和紙は使い込めば使い込むほどに柔らかくなり、艶が出てきます。昔は「模様紙(もようがみ)」と言ったでしょう。当社の主力はそれなんです。

民藝思想家らの 指導を受けて

Q. 越中和紙との出会いと、「桂樹舎」が設立された経緯について教えてください。

私の父、桂介が昭和21年に設立した「越中紙社」という会社が起源です。父は若いとき、東京の呉服店で働いていましたが、病気のため帰郷し、新しい仕事を探していました。昭和十年代当時は越中和紙が衰退し始めたころで、富山県が八尾町に製紙指導所を設置し、和紙の振興を図ろうとしていました。指導所に入った父は手漉き和紙の魅力にとりつかれ、民藝思想家の柳宗悦、染色文化研究家の上村六郎らと知り合うなかで、八尾和紙を再興しようと考えたのです。「越中紙社」を立ち上げ、染色工芸家の芹沢銈介に師事して色紙や型染め和紙を製造するようになりました。当社の人気商品となっている和紙のカレンダーは当社の原点といえます。

私も東京で大学生を送っていましたが、卒業後、芹沢先生の下で3年間型染めを学び、八尾和紙を守る責任を感じました。25歳のときに帰郷し、父の会社を手伝い始めたのです。当時は製造部門の「越中紙社」と加工・販売の「桂樹舎」の2社で運営



桂樹舎の和紙展示館「和紙文庫」。売店にはアイデアに富んだ和紙製品が並び

プロフィール
よしだ・やすき

昭和28年5月12日、富山市八尾町生まれ。東京経済大学経済学部卒業。染色工芸家芹沢銈介の工房で型染め和紙などを学び、54年に帰郷し「桂樹舎」に入社。専務を経て平成2年から「桂樹舎」社長。富山県和紙協同組合理事長、坂のまちアートinやつお実行委員長、富山市八尾山田商工会理事。60歳。



していましたが、平成2年に私が経営を引き継ぎ、15年に「桂樹舎」として一本化しました。

廃校舎の2階には「和紙文庫」

Q. 八尾和紙が現代社会で活用されるための工夫とは？

和紙本来の用途として便箋、はがき、封筒のほか、小物入れ、文具箱、ペン立て、鯉のぼりなど多種多様な商品があります。デザインも豊富です。テレビのリモコン立ても和紙で作るとおしゃれな感じですね。

「和紙文庫」の建物は、廃校になった大長谷小学校東原分校を昭和60年に移築したものです。一階に当社の商品を置いた売店と喫茶を設けました。一階の一部と二階は展示室。洋の東西の紙の歴史が分かる資料や和紙の製品を展示しています。現代は和紙がなくても生活できる時代になりましたが、この展示室を見学して、1200年の歴史を持つ文化を知り、和紙が人間に何をもたらしたのかを考えてほしいと思っています。

魅力を若い世代にも

Q. 販路拡大、新規顧客獲得のための努力やアイデアを聞かせてください。

若い人には和紙を手にしたこ

とのない人が少なくありません。そうした世代に対して、生活の中でいかに上手に和紙を使っていくのかを知ってもらいたいと思います。その意味からも、今後はブライダルの分野に食い込んでいこうと考えています。結婚式の招待状、披露宴の席次表などは若いカップルが自分たちで作成する傾向が強まっていますから、八尾の和紙を使ってもらうような方策を考えています。建築業界も新市場として有望だと思っています。天井紙や壁紙などの注文が来ており、八尾和紙の魅力をどうアピールできるかが課題だと思います。

洋紙に対抗している和紙の中でも、大量生産が可能な機械漉きの紙が多くなっています。それでも手漉き和紙は、大産地の福井県など全国に約350の業者がいて頑張っています。洋紙メーカー大手などによって和紙の風合いを持った洋紙が開発されており、競争は激しさを増すばかりです。

昨年夏、東京ビッグサイトで開かれた国際文具・紙製品展（ISOT）に初出展しました。文具・紙製品、オフィス用品ではアジア最大の展示会です。出展に際し、経済産業省の中小企業

支援ネットワーク強化事業として専門家の派遣を受けました。これまで各種のギフトショーには伝統工芸品の他の産地と共同で出展してきましたが、単独では初めてだったので、専門家に細かく指導してもらいました。国内外のバイヤーと接触することができ、そこで聞いた意見や助言は今後の商品開発や販路開拓に大いに参考になったので、大変有意義なことでした。

私が理事長を務める富山県和紙協同組合には八尾和紙、五箇山和紙、蛭谷和紙の計7社が加盟し、県の支援を得ながら共同販売などの事業を行っています。それぞれの企業の規模が小さいので資金力には限界がありますが、行政とも連携して対策を講じていきたいです。

常に自己啓発し前向きに

Q. どのような趣味をお持ちですか。健康法も聞かせてください。

中学校から大学までずっと軟式テニスをやってきましたが、今はやりません。代わりにゴルフが好きで、スコアは80台から90台の間で回ります。

生き方のうえでは、常に自己啓発を心がけ、何事にも前向きに考えて進むように意識しています。

「ものづくり補助金」の富山県事務局になりました



平成25年3月13日、本会は平成24年度の補正事業である「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」の富山県事務局に採択されました。

この補助金は、きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関（認定支援機関）等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設

備投資等を支援するものです。

3月15日から補助対象者の公募を行い、第一次募集の第一次締め切り（3/25）、第二次締め切り（4/15）の2回にわたって、県内企業から提出された事業計画書を受け付けました。

また、応募しようとする企業のための公募説明会（3/28）、採択になった企業のための補助金説明会（5/14）を開催しました。今後は、交付申請書の受付や交付決定などを行い、採択された中小企業が補助事業に取り組んでいけるように手続きを進めていきます。

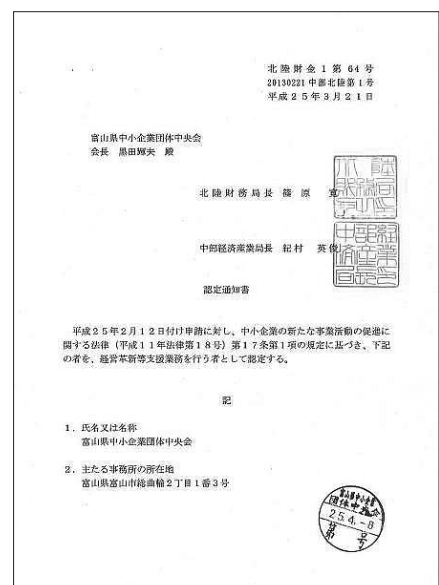
「経営革新等支援機関」に認定されました

本会は、平成25年3月21日、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に国から認定されました。

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

中小企業者が、「新商品の開発」、「新たな生産、販売方式の導入」、「新サービスの提供」、「資金調達」を行うための事業計画を策定する際において、経営革新等支援機関は、財務内容等の経営状況の分析、現状把握、経営課題の抽出、事業計画策定に向けた助言や事業の実施に必要な指導・助言をして、策定の支援をします。



地域中小企業の人材確保・定着支援事業を実施します

富山県内には優れた中小企業が多いものの、学生は大手企業の情報しか知らず、中小企業の魅力を理解していないこともあり、中小企業の自主的な取り組みだけでは人材確保は困難です。

そこで本会では、行政機関や大学等、経済団体と連携し、中小企業・小規模事業者と学生における、日常的に顔が見える関係づくりから、両者のマッチング、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援するため、標記の事業を実施します。

〈予定している事業の概要〉

中小企業の若手人材の確保・定着の流れを確立するために次の事業を実施します。

☆協議会の設置

行政機関、県内経済団体、県内大学等のほか、本県出身者が多く在籍する石川県の大学と連携し、「中小企業と若者の職の広場」協議会を設置して事業を推進していきます。

☆中小企業への就職意識を高める取り組み

県内中小企業への就職意識を高めるため、学内セミナーや企業見学会等を開催します。これにより中小企業の魅力発信力向上や学生が中小企業の魅力を理解することを目指します。

○学生向け

職業選択セミナー、父母向け就活セミナー、企業見学会、学内出前講座講師派遣事業、ホームページ・SNS等での情報発信、内定者フォローアップセミナー、冊子の作成

○企業向け

インターンシップ実施企業の発掘・支援、中小企業採用活動応援塾、採用担当者と大学等就職支援担当者との名刺交換会、バーチャル企業説明会

☆就職マッチングの機会の創出

就職のマッチングを図るための合同企業説明会を開催します。

○合同企業説明会・面接会の開催

学生テーブル形式合同企業説明会、学内企業説明会、UIターン対策出張相談会

○個別マッチング支援

無料職業紹介

☆地域全体での人材育成・定着支援

若手社員の人材育成・定着のための社員研修などを実施します。これにより採用後の人材の育成と定着を図ります。

○若手社員向け研修

入社直前セミナー、若手社員フォローアップセミナー、ものづくり企業若手社員研修会、カウンセラー派遣

○経営者・担当者向け研修

中小・小規模事業者のための戦略的人財経営セミナー、先輩中堅社員研修



地域小売業魅力創出支援事業を実施します

消費者ニーズの多様化や社会、流通構造等の変化により、中小小売業は顧客ニーズに対応した品揃えやサービスの提供、業態開発など新たな対応が求められています。

そこで本会では、中小小売業の魅力を最大限に発揮するため、「地域・顧客に密着した消費者ニーズへのきめ細やかな対応方法」や「商店街等の新陳代謝活性化方法」を検討するとともに、個別店舗が抱える課題には直接専門家を派遣して問題解決に当たり、魅力ある新たな小売業者を育成・支援することを目的に標記の事業を実施します。

〈予定している事業の概要〉

☆事業モデル構築のための研究

下記の2テーマに関して、意欲があり地域・業界の活性化に向けて積極的に事業推進しているが、課題を抱えている商店街や小売業組合の事例から活性化策を検討し、事業モデル（2モデル）を構築していきます。

事業モデル構築のための研究をするにあたり、必要に応じ先進地への視察、個店への専門家派遣事業を実施します。



【テーマ】

- * 地域、顧客に密着した消費者ニーズへのきめ細やかな対応方法への検討
- * 商店街等の新陳代謝活性化方法への検討

○委員会の開催

小売事業者組合や行政、専門家を交えて事業の内容を検討します。

○ワーキンググループ（2グループ）の開催

小売事業者組合の組合員（役員・青年部）と専門家で現状の課題を抽出し、事業モデルを構築していきます。

○先進地への視察

事業モデル構築するために参考となる先進地への視察を行います。

○専門家派遣による個別支援

事業モデルを構築した結果、今後の事業推進において課題がある個店を対象として、専門家派遣による支援を行います。

☆成果発表会の開催・事業報告書の作成

構築した事業モデルなどこの事業の成果について、発表会で説明したり、報告書を作成したりして普及を図ります。

○成果発表会の開催

事業の成果を県内の小売事業者組合等に説明するための発表会を開催します。

○事業報告書の作成

事業の内容を構築した事業モデルを含めて報告書に取りまとめます。

労務管理に関する相談窓口を開設しています

本会では、富山労働局から中小企業相談支援事業の委託を受け、中小企業事業主を対象とした労務管理に関する相談窓口を開設しており、相談内容に応じて社会保険労務士等の専門家派遣を行っています。

窓口での相談や専門家派遣は無料です。また、相談内容等の秘密は厳守いたしますので、お気軽にご利用ください。

○主な業務

1. 経営面及び労働面の相談等
2. 専門家（社会保険労務士）の派遣
3. セミナーの開催

○相談内容の例

- ・賃金体系、就業規則の見直し
- ・勤務シフトの変更
- ・社員能力向上
- ・業務改善のための設備導入に係る助成金の申請など

〈相談窓口〉

富山県中小企業団体中央会

時間：平日午前9時～午後5時
（お盆、年末年始除く）

場所：富山市総曲輪2-1-3
富山商工会議所ビル6階

担当：コーディネーター 杉森 裕

高岡地区出張相談窓口（高岡商工ビル）

時間：毎週水曜日午前9時～午後5時
（お盆、年末年始除く）

場所：高岡市丸の内1-40
高岡商工ビル6階 606号室

担当：コーディネーター 坂下 裕子
（特定社会保険労務士）

第58回通常総会を開催しました

本会では、平成25年5月24日(金)午後2時から富山商工会議所ビル10階大ホールにおいて、第58回通常総会を開催しました。

総会は、黒田会長の開会あいさつで始まり、富山県知事、富山県議会議長の来賓祝辞のあと、津根副会長を議長に選任し、議案審議に入りました。

第1号議案 平成24年度事業報告書、収支決算書、財産目録、
貸借対照表及び損益計算書承認の件

第2号議案 平成25年度事業計画及び収支予算決定の件

第3号議案 平成25年度経費の賦課及び徴収方法決定の件

第4号議案 平成25年度役員報酬決定の件

第5号議案 平成25年度取引銀行及び借入金残高の最高限
度額決定の件

第6号議案 役員補充選挙の件

第1号議案から第5号議案まで原案どおり承認、決定されました。

第6号議案の役員補充選挙では、指名推選により理事2名、監事1名の選考を行い、臨時理事会において役職理事の選任を行いました。

また、議案審議に先立って、栄典を受章された方へ記念品の贈呈を行いました。



富山県環境保全協同組合さんよりこんにちは

私達は毎日の生活において、不要なゴミを出したり、水を使用して台所やトイレなどから廃水を出したりしています。廃棄物の収集や下水道の清掃等を行う事業所のおかげで、快適で清潔な生活環境が保たれています。今回はそうした業者で組織されている富山県環境保全協同組合を紹介します。

◆組合のあゆみ

昭和35年8月に富山県汲取同業組合が設立され、その後、富山県衛生工業協同組合、富山県清掃協会、富山県環境保全協会を経て、昭和62年に富山県環境保全協同組合が設立されました。

公共下水道が着々と整備されるなか、県内のし尿収集業者や浄化槽清掃業者が集い、業界の活路を切り開くことが目的でした。

◆行政懇談会の継続

ゴミ、し尿の収集運搬業務や排水管、浄化槽の清掃業務は行政との結びつきが強いため、組合では毎年、行政との懇談会を開催しています。県庁担当課と組合員が会し、現状の問題点等について意見交換や質疑応答をしています。

この懇談会により、富山県の廃棄物行政の動向がわかり、業界における課題や作業現場の実情を行政に知ってもらう貴重な機会となっています。



行政懇談会の様子

◆広報誌の発行

組合の広報誌として、「環境タイムズとやま」を年1回発行しています。内容は、通常総会の概要や実施した事業の結果を写真入りで紹介しています。また、組合員企業の従業員のほか、県内の市町村担当課や関係機関の職員に原稿作成を依頼しています。

これまでに24回広報誌を発行していますが、組合員や行政担当課、関係機関に組合の活動をPRできています。

◆立山の環境美化を目指して

組合では青年部会が主体となって、富山県が誇る立山の美しい自然を保つために、立山環境美化登山を実施しています。組合員と組合員家族、従業員が参加して、ゴミを拾いながら種類をチェックして集計しています。

平成5年から毎年続けていますが、平成24年度は清掃活動に加えて、初めて外来植物の除去を行いました。指導員から説明を受け、セイヨウタンポポとイタドリを取り除きました。



立山環境美化登山の参加者

◆今後の取り組み

組合では組合員の業務内容が住民の生活と密着しており、地域への貢献活動を通じて地域活性化につなげたいと考えており、今後も積極的な活動をしていくことにしています。

また、公共的なライフラインの業務を担っている責任を意識しながら、引き続き県内の生活環境と自然環境の保全に取り組んでいきます。

【組合概要】

組合名称	富山県環境保全協同組合
設 立	昭和62年4月1日
住 所	富山市野々上字地送6
理 事 長	上田 勝朗
組合員数	18名
TEL	076-434-2802
FAX	076-434-4440
http://	www.kankyo-hozen.net/toyama/

富山県中小企業レディース連絡会

「組合女性部・女性経営者等フォーラム」を開催しました

3月12日(火)、とやま自遊館において標記のフォーラムを開催し、組合女性部や女性経営者の約30名が参加しました。

フォーラムでは、まず基調講演が行われ、神戸国際大学経済学部の中村智彦教授から「これからの中小企業の生きる道」をテーマに講演がありました。同氏は、テレビ番組の「世界一受けたい授業」で知名度があり、下記について事例を交えてわかりやすく説明してもらいました。

- ・北陸新幹線開通後の富山県について、同じく九州新幹線で終着駅ではない熊本県の取り組み
- ・土地の価格下落による金融機関の融資姿勢
- ・今までの思い込みを捨てる
- ・女性視点が重要
- ・岐阜県めがね組合青年部の活性化事例

次に懇談会では、講師の中村氏も交えて組合女性部の活性化策や女性が活躍する方法について意見交換を行いました。中村氏からは、馬肉をテーマとしたゆるキャラや記念日を活用した地域活性化策の事例が紹介されました。



富山県中小企業青年中央会

東海・北陸ブロック中小企業青年中央会研修会に出席しました



金沢市のANAクラウンプラザホテルにおいて「平成24年度東海・北陸ブロック中小企業青年中央会研修会」が3月19日(火)に開催されました。中部5県から約80名の組合青年部の関係者が集い、富山県からは西森会長を含む5名が出席しました。

研修会では、講師の三和メッキ工業株式会社専務取締役の清水栄次氏から「進化する『俺の脳みそ』」をテーマに講演がありました。同氏は入社してから「めっき職人」として「めっきの修行」を現在も続け、ISO9001、ISO14001、ISO27001をトリプル取得（業界初）しているだけでなく、WebページのB to Cサイト「必殺めっき職人」は、開設後、斬新性が認められホームページ大賞など7つの賞を受賞しました。

研修会終了後は、ビジネス交流会・ブロック懇親会が開催され、他県の組合青年部と交流して情報交換を行ったり、懇親を深めたりしました。

組合だより

商店街のアーケードを改修します

西町商店街振興組合（富山市西町4-9）

西町商店街振興組合は、国の平成24年度地域商業再生事業の補助事業者に採択され、築20年を過ぎて老朽化しているアーケードを改修します。

都心居住人口の増加、市街地人口の高齢化も配慮し、冬季や雨天時でも安心してまちなかを歩くことができる環境を整備します。また、アーケードの整備に合わせて街路照明をLED化して、維持コストの低減を図ります。

西町交差点周辺では、富山大和跡地を含めて再開発事業が検討・展開されています。近年失われているかつての賑わいを再生するため、このアーケード改修を始めとする様々な事業を実施して、「歩いて楽しい薬都のまん中・西町」をテーマとしてまちづくりに取り組みます。



組合Q&A

事業年度の変更について

Q

ある組合の事業年度は1月1日より12月31日ですが、〇〇年5月1日に、有効な総会において、8月1日より7月31日と変更議決し、同年5月10日に変更認可を受けました。

この場合、変更時の事業年度はどのようになりますか？

また、通常総会はどのように開催すればよいのでしょうか？

A

定款変更の議決において特別の定めがなかった場合は、定款変更によって新たな事業年度の始まる8月1日の前日である7月31日までが事業年度とされる。その際、この事業を明らかにする主旨から定款の附則に、例えば、「〇〇年に限り、事業年度は、〇〇年1月1日より同年7月31日までを1事業年度とする。」等の規定を設けることが適当と考える。

なお、通常総会については、経過措置として事業年度が1月～7月に短縮されても、毎事業年度1回開催されなければならない（中協法第46条）ので、当事業年度について必ず開催しなければならない。

「ハイボールを家庭でおいしく」～お気に入りの一杯を～

近年人気が復活し、飲食店や家庭で飲まれることが多くなったハイボール、ちょっとしたポイントさえ押さえれば家庭でもおいしいハイボールをつくることができます。

おいしく飲むための一番のポイントは、ウイスキーや炭酸水はもちろん、グラスも良く冷やすこと。冷たいハイボールは口に含むと温度が一気に上がり、気泡がはじけ喉越しが良くなります。また、氷を溶けにくくし、ハイボールが薄まるのを防いでくれます。

ウイスキーと炭酸水の割合はお好みですが、複数の原酒を混ぜて作ったブレンドド・ウイスキーの場合、ウイスキーと炭酸水は3対7の割合、単一の原酒のシングルモルト・ウイスキーでは個性的な香りを生かすため4対6の割合がお勧めです。また、炭酸にもコーラやジンジャーエールなどさまざまな種類がありますがシンプルな炭酸水が一番ウイスキーに合います。

かき回すのも重要なポイント。家庭でハイボールを作るときはマドラーではなく、柄の長いスプーンがおすすめです。スプーンはマドラーに比べ液体に触れる面積が大きいため、効率的にかき回すことが出来る他、濃度を一定にし、急速に冷やすことができます。

是非、いろいろな種類の銘柄、炭酸水をとの割合を試して、お気に入りのハイボールを作ってみてはいかがでしょうか。



(情報提供 富山県社交飲食生活衛生同業組合)

*****事務局ペンリレー*****

私事ですが、セメントを扱う業務に従事してから今年で足掛約50年(途中約半年は除く)が経過しました。

最初は、同品を製造する工場を振出しに、当時の三交代勤務も経験させて頂きましたが、慣れない作業の連続と緊張感から、時には睡魔が瞼を誘う時間帯には地上約50m強の構造物に上がり、朝日が山の稜線から徐々に昇ってくる素晴らしいさに出会った時の美しさは、今でも記憶としてハッキリ残っています。

セメント袋品の容器も樽詰めから始まり50kg入りから40kgになり、そして今は25kgへと変化して今日に至っていますが、出来たばかりの袋詰めにした50kg入り容器がベルコンから流れ出て来てトラックや貨車に積み込むために持ち運ぶ時の熱さは「皮膚が炎症をおこして赤く腫れる」事の体験も懐かしい出来事の一コマになりつつあります。

同品を販売又は管理する業務に就労した際には、種々の課題に直面した事もありました。

その時の執った解決方法として職場(社宅)から国道・県道(吉野川沿い)を利用して車で約1時間程度要して向かった「鳴門の渦潮」を見に行く事でした。一番上の展望台から眼下に見える鳴門海峡をただ2～3時間程度眺めていると、5月頃の時期は爽やかな風に「潮の香り」が混じって、海面が川のように流れる轟音(?)に力強さを感じ、何とも例え様のないその心地良さに満足感を味わいながら翌日以降の栄養源にした事もありました。

昨年、自己の体調管理の不注意から大病を患い、職場や家族にも迷惑をかけてしまいましたが、改めて痛切に感じる事は「健康」の有り難さです。日常生活において自身の身体この健康に対する気遣いを疎かにすると、身体自身が何らかの悲鳴をあげて注意を喚起しているにも拘わらず、見過ごしてしまっは手の施し様がありません。

前述の通り、何らかの仕事に従事するにしても、美味しいものを食したり、趣味に没頭したり、名所巡りをするにしても「健康」であれば叶えられる「夢実現」ではないでしょうか。

与えられた人生には限りがあるものの、94歳で「急死」するまで元気で沢山の「夢」実現に向かって悔いを残さない様、身体を労わりながらこれからの余生を過ごせればと思います。(一件落着)



富山県セメント卸協同組合
専務理事 山崎 毅

「若者応援企業宣言」のお知らせ

(若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の方へ)

～ 富山労働局 ～

「若者応援企業宣言」事業とは……

一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。



「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1 若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2 御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3 就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4 「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準（宣言基準）をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

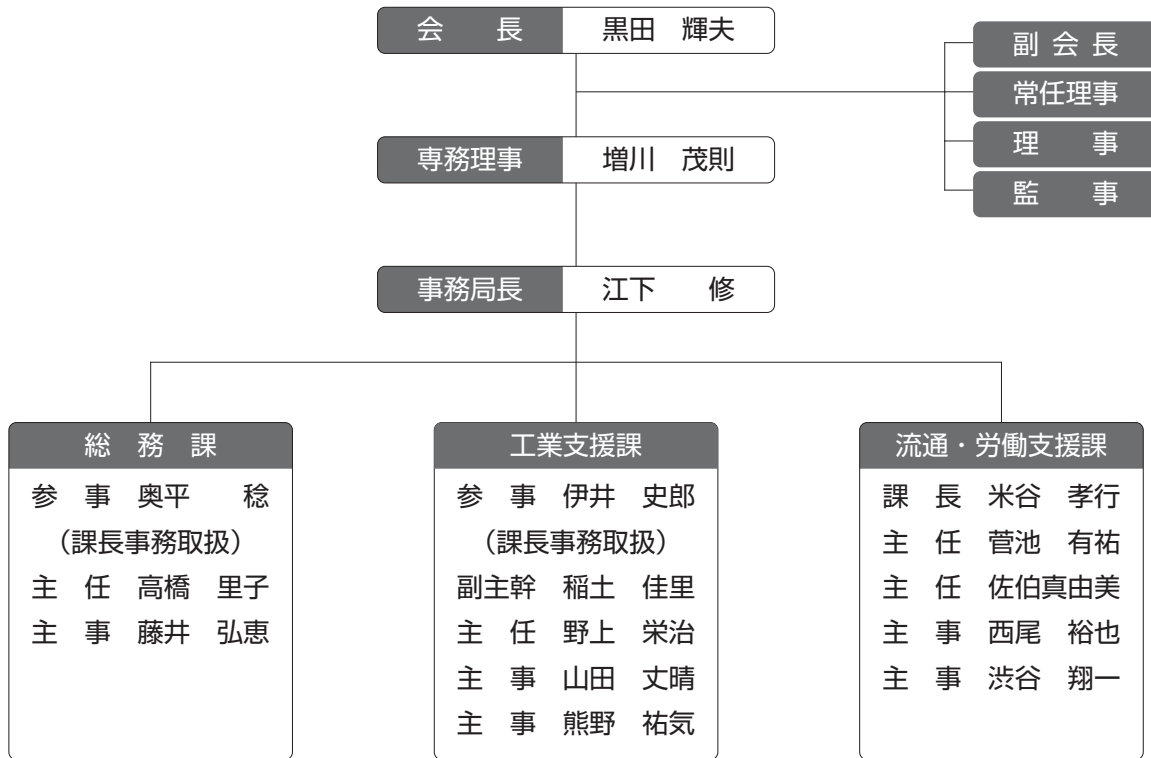
1 学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人(※2)をハローワークに提出すること	
2 「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること	
3 右の就職関連情報を開示していること	<ul style="list-style-type: none"> ・社内教育、キャリアアップ制度等 ・過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 ・過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況 ・前年度の有給休暇および育児休業の実績 ・前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
4 労働関係法令違反を行っていないこと	
5 事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
6 新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと	
7 助成金の不支給措置を受けていないこと	

(※2) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。

詳細は、富山労働局職業安定部職業安定課へお問い合わせください。 TEL076-432-2793

平成25年度富山県中小企業団体中央会組織図

平成25年 5月24日現在

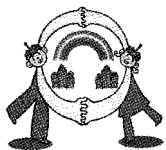


人員の拡大・縮小をお考えの皆さん！

事業の拡大・欠員補充等による
人員確保を行いたいとき

事業の整理・縮小等に伴い、
人員削減せざるを得ないとき

私どもを
ご活用ください。



since 1987

出向・移籍(転籍)の専門機関

公益財団法人

産業雇用安定センター

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10F

●ご利用時間 9:00～17:00 (土・日・祝日は休み)

●インターネットで最新の人材情報をどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

TEL 076-442-6900

FAX 076-439-2860

育てる、支える一。 中小企業と地域の活力

中小機構北陸がサポートします。

1 中小企業の成長・発展

- 専門家の派遣
…経営・技術・財務・法律などの専門家を長期継続的に派遣します。
- 地域資源・農工商連携・新連携の支援
…地域資源を活かした取り組みや農林漁業者・異分野の中小企業との連携をバックアップ。
- 窓口相談でのアドバイス ● 販路開拓支援 ● 事業承継円滑化支援
- モノ作り支援 ● 海外展開支援 など



2 地域の成長・発展

- まちづくり・中心市街地の活性化支援 ● 高度化事業
- インキュベーション施設の提供
…いしかわ大学連携インキュベータ(i-BIRD)で新事業展開を。



i-BIRD(石川県野々町)
「入居受付中」

3 安心の共済制度

- 小規模企業共済制度
…将来に備えて安心、経営者の退職金制度。
- 経営セーフティ共済
(中小企業倒産防止共済)
…取引先の倒産からあなたの企業を守ります。もしもに備えて。

小矢部フロンティアパーク

4 充実の産業用地

- 富山八尾中核工業団地(富山県富山市)
- 高岡オフィスパーク(富山県高岡市)
- 小矢部フロンティアパーク(富山県小矢部市)
- 能登中核工業団地(石川県志賀町)
…魅力的な価格、割賦払・リースにも対応、各種の優遇制度も充実。



北陸3県(富山・石川・福井)の中小企業と地域の皆さまを応援する…

中小企業のお助け情報満載

J-Net21

中小企業ビジネス応援サイト
<http://j-net21.smrj.go.jp>



中小機構 北陸

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部
〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階
TEL.076-223-5761(代) FAX.076-223-5762

他にもいろいろ
詳しくは…

中小 北陸

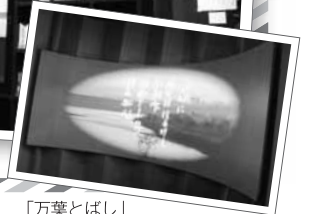
検索

知見を広める休日 文学館へ行こう

文学作品の魅力を、
さまざまな手法でわかりやすく紹介する文学館。
文学ファンもそうでない人も、地元ゆかりの文学を
気軽に楽しむ休日を過ごしてみよう。



1500点の書物が並ぶ「知の集積」



「万葉とばし」

地域の文学への入り口、文学館

読書好きにとって、休日は自分の好きな本の世界に浸ることのできる時間です。自宅でゆったりとページをめくるのも良いですが、少し違う角度から文学を楽しんでみてはいかがでしょうか。

全国各地の文学館では、主に地域ゆかりの作家や作品についての資料が収集・展示されています。単なる概説にとどまらず、作家・作品を生んだ地域との関わりに特化して紹介しているのがその特徴といえます。また最新の技術を駆使し、これまでにない切り口で作品を紹介している施設も多くあります。

さまざまな展示を観覧することで、作家や、作品に描かれた土地についての理解が深まり、新たな一面を発見することができるでしょう。また普段読書をあまりしない人にとっても、気軽に文学の世界をのぞいてみる良い機会となりそうです。



「文学の回廊」

家も含めて、富山にゆかりのある作家・作品の魅力伝えていきます。

常設展示スペースは回廊式になっており、さまざまな展示がなされた「文学の蔵」とそれをつなぐ回廊をめぐるながら1周することで、富山の文学について学べるようになっています。

天井まで届く書架「知の集積」が、立ち入る人を圧倒する「文学の蔵①」。中央には万葉の世界を体感できる「万葉とばし」が設置されています。手のひらに投影される歌の文字を放りあげるような動作をすると、目の前に広がるスクリーンにその歌の情景が浮かび上がります。頭上からは自然の音が降り注ぎ、まるで和歌の世界に入り込んだような感覚が味わえるでしょう。

「文学の蔵③」では、藤子不二雄④、藤子・F・不二雄をはじめとする富山県ゆかりの漫画家が紹介されています。中央に置かれた「不思議な本」を開いてみると、映像が浮かび上がり、漫画やアニメ



「不思議な本」

の制作過程をわかりやすく解説してくれます。このように子どもから大人まで楽しめる展示スタイルが、「高志の国文学館」の特徴の一つです。さらに、小泉八雲の「ヘルン文庫」や富山県が輩出した先人たちについても詳しく紹介されています。

また、庭を眺めることのできる「ライブラリーコーナー」には、富山ゆかりの文芸書からコミックまで多彩な蔵書が並んでいます。ソファでくつろぎながらゆっくりと読書を楽しんでみてはいかがでしょうか。その他、万葉集で詠まれた草花が植えられた庭園や無料で利用できる親子スペース、本格イタリア料理が楽しめるレストランなども備えています。

富山の文学にふれる

平成24年7月、富山市に「高志の国文学館」が開館しました。万葉歌人・大伴家持から堀田善衛・宮本輝など現代の文学者、さらには漫画



高志の国文学館

●「高志の国文学館」の企画展●

「高志の国文学館」では、文学や映画、漫画など幅広いジャンルの企画展が行われています。地域のネットワークによって集める豊富な資料を基に、作家や作品世界について深く掘り下げることができるのも、地域に根差した文学館の強みです。

7月7日から29日まで、企画展「立山曼荼羅を文学する」が開催されます。同展では貴重な曼荼羅の実物作品や複製作品を展示し、立山信仰が生まれ、全国に広まった精神文化の世界観を探ります。これに続く8月10日から11月11日まで、富山市水橋出身の歌人・作家である辺見じゅんに関する展示が行われます。

進めよう！個性と魅力の中小企業連携



中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対して、
その設立から事業運営までさまざまな支援を行っています。

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は下記へお問い合わせ下さい。

富山県中小企業団体中央会

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F TEL 076 (424) 3686 FAX 076 (422) 0835
URL <http://www.chuokai-toyama.or.jp/>